

事務連絡  
令和8年5月15日

関係各位

茨城県「国備蓄医療用手袋放出受付窓口」

中東情勢を踏まえた国の医療用手袋の備蓄放出（販売）について

日頃から本県の保健医療施策の推進につきまして、御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので、下記及び医療機関用別添1～4をご確認の上、医療用手袋の購入を希望される場合はG-MISの「緊急配布要請（SOS）」から要請をお願いいたします。

なお、G-MIS対応が困難な場合は、茨城県「国備蓄医療用手袋放出受付窓口」まで電子メールにてご連絡いただけますと、別途「緊急配布要請個別シート」をお送りいたしますので、そちらに必要事項をご記入の上ご返送願います。

記

## 1 医療用手袋の放出について ※【医療機関用】別添1参照

### (1) 放出スキームについて（別添1【医療機関用】p2～5）

医療用手袋の放出については、1～7の流れで医療機関に購入いただきます。

それぞれの具体の手続き詳細については、別添1【医療機関用】p2～5をご参照ください。また、1におけるG-MISの操作にあたっては、別添2【医療機関用】G-MIS週次調査マニュアル及び別添3【医療機関用】G-MIS緊急配布要請マニュアルをご参照ください。

- 1（医療機関）医療機関がG-MISの週次調査に回答のうえ、手袋を要請※
- 1'（医療機関）販売業者の購入サイトにおいて、施設名、住所、医療機関コード、メールアドレス等の必要情報を登録  
（購入サイトのURLは5月15日より厚生労働省HPに掲載）
- 2（都道府県）G-MIS上で各医療機関の要請内容を確認するとともに、配送要否、枚数等の必要事項を入力
- 3（厚生労働省）G-MIS上で都道府県記入内容を確認するとともに、必要事項入力のうえ、要請を承認
- 4（厚生労働省）手袋を販売する必要がある医療機関リストを国から販売業者に送付

- 5（販売業者：アスクル株式会社）販売業者から、1' で登録した医療機関のメールアドレス宛に連絡
- 6（医療機関）メール連絡を受け、販売業者のサイトより購入手続き
- 7（販売業者：アスクル株式会社）医療機関宛に手袋を配送

※原則G-MISを通じた要請のみ受付予定ですが、G-MIS上での要請が困難な医療機関におかれては、各都道府県にご相談いただきますようお願いいたします。（問い合わせ先については（4）参照）

## （2）緊急配布の要否の判断方法について（【医療機関用】別添1 p5・別添4 緊急配布要請条件チェックシート）

医療機関におかれては、G-MIS上の週次調査において、医療用手袋に関し、以下の内容について回答いただきます。

- ①在庫量
- ②1週間の想定消費量
- ③1週間の購入見込み量

当該調査において回答した医療機関の在庫量が、以下の条件を満たしている場合に、今回の緊急配布の対象となります。

各医療機関におかれては、要請を行う前に、別添4 緊急配布要請条件チェックシートもご活用いただき、必ず自身の在庫量等が以下の条件を満たしているか、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 【条件】

- ①在庫量 < (②今後1週間あたりの想定消費量—③今後1週間に購入できる見込み量) × 4

なお、別添4 緊急配布要請条件チェックシートにて、当初「非該当」となった場合でも、在庫量等の変化により次週以降「該当」となることがございますので、その際は要請が可能となります。

また、同一週内で複数回の要請は不可能ですが、週単位で複数回の要請は可能です（その都度、要否の判定を行います）。

## （3）販売する枚数等について

医療機関におかれては、G-MIS上の週次調査において、医療用手袋に関し、「1週間の想定消費量」について回答いただきます。

販売する枚数については、想定消費量の2週間分（1週間の想定消費量 × 2）の数値に応じて、1000枚単位で切り上げた数が医療機関の購入可能数となります。

例：1週間の想定消費量×2が

- ① 1～1000枚の場合：1セット【1000枚（10箱）】を購入可能
- ② 1001～2000枚の場合：2セット【2000枚（20箱）】まで購入可能
- ③ 2001～3000枚の場合：3セット【3000枚（30箱）】まで購入可能 等  
（以降も同様）

※1セット（1000枚（10箱））が最小の販売単位であり、セット単位でサイズ指定が可能。

例：③に該当する医療機関においては、3セットまで購入可能であり、Sサイズを2セット、Mサイズを1セットなどサイズごとにセット数を指定して合計3セット購入することが可能。

#### （４）問い合わせ先について

問い合わせ内容に応じて問い合わせ先が変わります。【医療機関用】別添1p9をご参照ください。

#### （５）今後のスケジュールについて

##### 【要請受付第1弾】

- 5/18（月）9時～5/20（水）17時迄：医療機関からの要請受付
- 要請受付時～5/21（木）17時迄：都道府県において医療機関の要請内容を確認
- 5/22（金）：国において医療機関の要請内容を確認・販売業者にリスト提供
- 医療機関における購入手続後：販売業者から各医療機関に順次配送

##### 【要請受付第2弾】

- 5/20（水）17時～5/27（水）17時迄：医療機関からの要請受付
  - 要請受付時～5/28（木）17時迄：都道府県において医療機関の要請内容を確認
  - 5/29（金）：国において医療機関の要請内容を確認・販売業者にリスト提供
  - 医療機関における購入手続後：販売業者から各医療機関に順次配送
- ※以降も毎週水曜17時要請迄のスケジュールで要請を受付予定です。

#### （６）厚生労働省HP

医療用手袋の備蓄放出に関する補足情報等は以下の厚生労働省HPに掲載予定です。必要に応じ参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_73131.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73131.html)

##### <お問い合わせ先>

茨城県「国備蓄医療用手袋放出受付窓口」

電話：029-301-6845

受付時間 9:00～12:00、13:00～16:30

e-mail: iryo4@pref.ibaraki.lg.jp